

これまでの健康保険証は 12 月 2 日から利用できなくなります

12 月 2 日から、これまでのカード型の健康保険証にかわってマイナンバーカードに保険証機能を付けた「マイナ保険証」を基本とした仕組みに移行します。国の制度に基づき、病院や調剤薬局などの窓口では原則、マイナ保険証または「資格確認書」を提示していただくこととなります。大阪読売健康保険組合では、今年 10 月段階でマイナ保険証の利用登録をされていない被保険者、被扶養者の方々には、11 月下旬に資格確認書をお送りしています。

① マイナ保険証

利用者自身が利用登録することにより健康保険証の機能を持たせたマイナンバーカードです。医療機関に設置されたカードリーダーで受付を済ませると、保険適用が受けられます。

- ・保険証の利用登録がされているかどうかは、スマホアプリの「マイナポータル」を使って確認いただけます（＊）

- ・保険証の番号（記号・番号）は、マイナポータルで確認できます。今後必要ですのでメモなどに控えておくことを推奨します。

② 資格確認書

今年 10 月段階でマイナ保険証の利用登録をされていない被保険者、被扶養者の方々には、11 月下旬に資格確認書をお送りしています。

- ・資格確認書はハガキタイプのもので、有効期限は令和 9(2027)年 12 月 1 日までです。
- ・「マイナ保険証の利用登録をしていないが、資格確認書がない」という問い合わせがありますが、数年前に実施されたマイナポイント・キャンペーンの際に登録したことを失念しているケースが多くみられます。

<＊> マイナポータルアプリ

デジタル庁が提供するアプリ。健康保険証、利用登録情報、医療費などのほか、今後様々な利用に対応出来る機能を持つ。確認の際は、マイナンバーカードと、カードに設定した 4 桁の暗証番号が必要。QR コードからマイナポータルをダウンロードできます。

iPhone (iOS) :



Android端末 :



不明点などございましたら、大阪読売健保（06-6312-0858）までお問い合わせください。